

市議会十二月定例会) 奨学金貸付条例を新たに制定

市議会十二月定例会が、十二月十二日から二十六日までの五日間の会期で開かれました。今回の議会では、一般会計や特別会計など予算の補正のほか、条例の制定などが審議されました。

条例の制定・改正

現在の奨学金制度を見直し、奨学金の増額と支給から貸し付けへの変更などを内容とした新津市奨学金貸付条例が、新たに制定されました。これに伴って新津市奨学金基金条例の一部が改正されたほか、新津市職員の給



平成14年度一般会計と特別会計などの予算を補正

特別養護老人ホームの用地取得や、転作実施農家への支援など、一般会計予算の補正が認められました。また次の各特別会計および水道事業会計予算の補正が認められました。一般会計...2億6429万1000円を追加し、総額222億2456万3000円に。

老人保健特別会計...1億2840万2000円を追加し、総額74億7058万4000円に。

下水道事業特別会計...2630万6000円を減額し、総額53億2409万4000円に。

国民健康保険特別会計...1億3408万5000円を減額し、総額48億9207万3000円に。

介護保険特別会計...69万9000円を減額し、総額33億7545万1000円に。

水道事業会計

・収益的収入...50万4000円を追加し、総額15億4783万8000円に。

・収益的支出...3539万6000円を追加し、総額13億7412万5000円に。

・資本的収入...591万4000円を追加し、総額3億9213万6000円に。

・資本的支出...5778万1000円を追加し、総額10億8047万6000円に。

請願・発議を審議

請願

(採択)

・WTO農業交渉等に関する請願書

(不採択)

・消費税の免税点制度などを維持し個人所得税の課税最低限の引き下げをやめ一律外形標準課税を導入しないことを求める請願書

発議

(原案可決)

・拉致事件の早期完全解決を求める意見書

・新津市議会議員定数条例の制

定について
・WTO農業交渉等に関する意見書

委員会委員などの
選任に同意

固定資産評価審査委員会委員を次のとおり選任することについて、議会の同意が得られました。

・石塚正樹さん(出戸、49歳)
・坂爪ノブ子さん(車場1、59歳)

また人権擁護委員を次のとおり選任することについても、議会の同意が得られました。

・塚本保之さん(朝日、67歳)
・佐藤あつ子さん(美幸町3、69歳)
・渡部洋子さん(本町4、60歳)
・守田道也さん(車場1、60歳)

平成15年度の新津市奨学生を募集

奨学金で応援します

君の未来を君の手で

新津市の奨学金制度は、未来を担う有用な人材を育成するため、向学心を持ちながらも経済的な理由で修学が困難な高校生を対象に、昭和五十一年に制定されました。平成十五年度からは、新しい「奨学金貸付条例」により、月額一万円の貸付方式で、お子さんの向学心を応援します。

奨学金月額1万円を卒業まで貸し付け

これまでの奨学金制度では、月額五千円ずつの支給方式をと

っていました。平成十五年度からは貸付方式に変更し、月々の金額と採用する奨学生の人数を増やすこととなりました。奨学金の金額 月額1万円

貸付期間 奨学生として決定した月から、在学する学校の正規の修学期間が終了するまで(ただし、停学や退学をしたときは、貸し付けを停止)。なお、この奨学金は、申請者が授業料の減免を受けたり、他の奨学金を受けていても申請できます。

返済は6カ月据え置き、半年ごとに5年以内で

返済方法は、原則として次のとおりです。

返済方法 高等学校卒業後、六カ月間据え置き、五年以内の半年ごと返済(無利子)ただし、卒業後に短期大学や

これと同等以上の修学年限を有する専門学校や大学に進学した場合や、災害などの事情で奨学金の返済ができないと認められたときは、申請により、返還の猶予や減免が受けられます。また、卒業後に就職して、市内に住民登録した場合は、五十万円を限度に返還額が減免されます。

<別表2・特別加算額>

小学生(1人につき)10万円
中学生(1人につき)15万円
高校生(1人につき)30万円
大学生など(1人につき)	...60万円
母子・父子家庭世帯	...33万円
障害者のいる世帯(1人につき)	...36万円

奨学金制度申請の手順

申請の資格

次のすべての要件を満たす人

- 申請日の1年前から引き続き新津市に居住し、市税を滞納していない世帯の人
- 学校教育法第1条に規定する県内所在の高等学校(中等教育学校および特殊教育諸学校の高等部を含む)、または高等専門学校に在学している人(各種専修学校を除く)。なお、現在中学3年生で、平成15年度に上記の学校に入学を希望する人を含む。
- 向学心を持ちながらも、経済的に修学が困難だと認められる人

提出書類

奨学金貸付申請書、学校長の推薦書

書類は、いずれも在学する中学校・高等学校および学校教育課(市役所4階)にあります。

申請手続き

申請期間 2月3日(月)~28日(金)

申請場所 現在在学している学校へ

選考・決定

次の選考基準により審査し、3月中に通知

- 申請者について(向学心や意欲、健康状態など)
- 申請者の世帯の経済的理由について
ア 世帯の平成13年の総所得が、ほぼ決められた所得基準額以下であること <別表1・2>
イ 現在、生活保護を受けている
ウ その他、特別な理由で経済的に困窮している

<別表1・基準となる世帯の所得額>

世帯の人数	所得基準額	世帯の人数	所得基準額
1人	125万円	5人	368万円
2人	183万円	6人	432万円
3人	245万円	7人	496万円
4人	309万円	8人	561万円

この金額に、世帯の事情に応じて右の<別表2>の特別加算額を加算し、その世帯の基準額を算出します。

新津の「今」を伝えます

新津市内の各世帯に配布されている『広報にいつ』では、この欄に市内業者などの広告を掲載していますが、インターネット版『広報にいつ(PDFファイル)』では市からのお知らせなどを載せています。

緑の風薫り 笑顔ゆきかう ふれあい文化都市

にいつ 新津

新津市第3次総合開発計画：平成7~16年度

水と緑のまち

快適で安らぎが漂うまち

人が輝き活力のみなぎるまち

にぎわいと交流のまち

明るく元気なまち

健やかで優しさが響きあうまち

豊かな人間味と文化の薫るまち

個性豊かな文化のまち